

一般廃棄物処理業(収集運搬(処分)許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1

氏 名 株式会社 パブリック

代表取締役 三野 輝男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許 可 番 号	第 3 2 号
許 可 年 月 日	令和5年12月12日
業 種	一般廃棄物処分
事 業 の 範 囲	〈三豊工場〉 一般廃棄物(剪定枝、草木類、木くず等の木製廃棄物に限る)の破碎処理によるチップ化 〈三豊オーガニックステーション〉 市内において排出される 一般廃棄物:木くず類(破碎品)、草木類(破碎品)、植物性繊維(麦、稲等) 事業系一般廃棄物:動植物性残渣の堆肥化
許 可 の 期 間	令和5年12月12日から 令和7年12月11日まで
処理(収集運搬(処分)を行う区域	〈三豊工場〉— 〈三豊オーガニックステーション〉三豊市内
許 可 の 更 新 又 は 変 更 の 状 況	平成23年12月12日(当初許可) 平成25年12月12日(更新許可) 平成27年 2月20日(施設の変更により書換え交付) 平成27年12月12日(更新許可) 平成28年11月11日(書換え交付) 平成29年12月12日(更新許可) 令和 元 年12月12日(更新許可) 令和 3 年12月12日(更新許可) 令和 4 年 8月30日(事業範囲変更許可) 令和 5 年12月12日(更新許可)
許 可 の 条 件	・三豊市一般廃棄物処理業の許可及び業務基準を遵守すること。 ・市外からの受入れは、食品リサイクル法の大臣登録を受けた範囲に限り許可する。 ・市内の容器包装付き動植物性残さは、受入れをしないこと。

上記のとおり許可します。

令和5年12月 8日

三豊市長 山下 昭史



様式第7号（第7条関係）

一般廃棄物処理業事業範囲変更許可証

住 所 香川県観音寺市大野原町福田原241番地1
氏 名 株式会社 パブリック
代表取締役 三野 輝男

事業範囲変更 内 容	変 更 前	〈三豊工場〉 一般廃棄物（剪定枝、草木類、木くず等の木製廃棄物に限る） の破碎処理によるチップ化 〈三豊オーガニックステーション〉 市内において排出される 一般廃棄物：木くず類（破碎品）、草木類（破碎品） 植物性繊維（麦、稲等） 事業系一般廃棄物：動植物性残さの堆肥化
	変 更 後	〈三豊工場〉 一般廃棄物（剪定枝、草木類、木くず等の木製廃棄物に限る） の破碎処理によるチップ化 〈三豊オーガニックステーション〉 市内において排出される 一般廃棄物：木くず類（破碎品）、草木類（破碎品） 植物性繊維（麦、稲等） 事業系一般廃棄物：動植物性残さの堆肥化 〈財田処分場〉 県内において排出される 一般廃棄物：燃え殻、廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属く ず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器 くず、コンクリート破片その他これに類する 不要物、ばいじん、一般廃棄物を処分するた めに処理したもの（コンクリート固形物に限 る）の埋立
変 更 年 月 日	令和 6 年 12 月 13 日	
許 可 の 条 件	・三豊市一般廃棄物処理業の許可及び業務基準を遵守すること。 ・市外からの受入れは、食品リサイクル法の大臣登録を受けた範囲に限り許可する。 ・市内の容器包装付き動植物性残さは、受入れをしないこと。	

一般廃棄物処理業（収集運搬・処分）の事業範囲の変更について、上記のとおり許可します。

令和 6 年 12 月 13 日

三豊市長 山下 昭史

